

令和 8 年度
法務省事前評価実施結果報告書

令和 8 年 9 月
法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画（令和5年3月30日決定）に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、法務省政策評価有識者会議委員の意見等を参考とした。

令和 8 年度法務省事前評価実施結果報告書

目次

1	法務省の政策体系・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	令和 8 年度事前評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究)・・・・・・・・	6
(2)	施設の整備 秋田法務総合庁舎新営工事・・・・・・・・	23
	(秋田法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	

(参考)

1	法務省大臣官房施設課における事業評価システム・・・・・・・・	37
2	令和 8 年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する 質問・意見及び回答・・・・・・・・	55

政策体系

基本政策		
	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備		
	1 基本法制の維持及び整備 （事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）
	2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）	(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。） (2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。） (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。） (4) 法教育の推進（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。） (5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）
	3 法務に関する調査研究 （内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）	

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

4 再犯の防止等の推進（再犯の防止等の推進に関する法律、第二次再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律、第二次再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組を実施し、地域による包摂の推進を図る。）

5 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、国民生活の安全・安心に寄与し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

6 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

7 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備
	13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。） (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）
VI	法務行政における国際化対応・国際協力
	14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。） (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。） (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）
VII	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
	15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。） (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。） (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。） (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。） (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

【令和 8 年度事前評価実施結果報告書】

事業評価方式

令和8年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和8年8月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究）	政策体系上の位置付け 法務に関する調査研究 （I－3－(1)）
事 業 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
評 価 方 式	事業評価方式	
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	本研究は、窃盗事犯及び強盗事犯に関する基礎研究を進めるとともに、近年、社会問題となっている「闇バイト」等の募集手口による各事犯者との比較・分析を行い、これらの募集手口から犯罪に至る者の傾向や特徴を明らかにし、若者等を犯罪に加担させないための施策や再犯防止のための処遇プログラム・社会復帰支援策の充実につながる基礎資料を提供することを目的としている。 この目的の是非及び達成の見込みについて、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。 評価の概要は、以下のとおり、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評価の合計点は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果が見込まれる」と評価された。 1 必要性 政府は、令和5年3月、第二次再犯防止推進計画を閣議決定し、出所受刑者の再入率を更に低下させることを目標としている。窃盗犯の認知件数が刑法犯の約7割を占める上、窃盗及び強盗は、令和4年から4年連続で、認知件数が増加している現状を踏まえると、窃盗事犯者及び強盗事犯者について、犯罪への加担を防止する取組、処遇プログラム及び社会復帰支援策を充実させる必要性は高い。 また、「犯罪対策閣僚会議」は、SNS等を使って実行犯を募集する、いわゆる「闇バイト」による強盗事件等への対策を講じるため、令和6年12月に「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」を取りまとめた。令和7年4月には、同対策を統合する形で「国民を詐欺から守るための総合対策」を改定し、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を策定し、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化することとし、犯罪への加担を防止するための取組を行うこととしている。 本研究は、近年の窃盗事犯者及び強盗事犯者の実態を調査し、加えて特殊詐欺に関連する窃盗事犯者や「闇バイト」等の募集手口による窃盗事犯者及び強盗事犯者の実態も調査するものである。若者等を犯罪に加担させないための施策、再犯防止のための処遇プログラム及び社会復帰支援策を充実させるためには、これらの事犯者の実態を把握する必要がある。そのため、本研究は、法務省の重要な施策に密接に関連する研究として、実施の必要性が極めて高い。 さらに、本研究は、窃盗又は強盗により有罪判決を言い渡された者を調査対象として判決書や刑事確定記録を閲覧するほか、必要に応じ、刑事施設や保護観察所における聴取等を行い、窃盗及び強盗に係る犯罪の実態を調査するものであるから、法務総合研究所以外の研究機関では代替する研究を実施することが著しく困難である。 加えて、本研究は、近年、社会問題となっている「闇バイト」等の募集手口による窃盗事犯者及び強盗事犯者による犯罪の実態を調査し、若者等を犯罪に加担させないための施策や再犯防止のための処遇プログラム・社会復帰支援策の充実につながる基礎資料を提供することとしており、安全・安心な社会の実現のための早急に解決すべき重要な課題であるといえ、本研究のテーマは、早期に実施する必要性が極めて高い。	

	2 効率性 本研究では、窃盗又は強盗により有罪判決を言い渡された者を調査対象として設定し、窃盗事犯及び強盗事犯に関する基礎研究を実施した上で、「闇バイト」等の募集手口による窃盗事犯者及び強盗事犯者による犯罪の実態を調査することになっている。実態調査については、年齢・性別・手口等の基礎的データの収集のみならず、「闇バイト」等に関連する窃盗・強盗について、共犯者との関係や様々な背景事情等を明らかにできるよう調査項目を設定し、また、十分な対象者を確保する予定であることから、本研究の趣旨・目的に照らし、適切なものとなる見込みである。なお、少年も含めて調査をする必要や研究・分析対象が明らかになるよう意識してデータを収集する必要があることから、実態調査の具体的な調査対象の設定等については今後更に検討を要する。 また、本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として窃盗事犯者及び強盗事犯者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームが、調査計画に基づき、判決書その他の記録による調査を実施し、得られた調査結果につき統計学的に妥当な手法を用いて分析するものであり、前記研究の目的・目標に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。 さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであり、研究の手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。		
	3 有効性 本研究では、窃盗事犯及び強盗事犯に関する基礎的な研究を実施した上で、近年、社会問題となっている「闇バイト」による窃盗事犯及び強盗事犯にも焦点を当て、その傾向や実態を明らかにする予定であり、若者を犯罪に加担させないための施策の企画・立案や再犯防止のための処遇プログラム・社会復帰支援策の充実、大学の研究等に大いに利用される見込みである。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第二次再犯防止推進計画	令和5年3月17日 閣議決定	第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
	いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策	令和6年12月17日 犯罪対策閣僚会議決定	2 「犯罪に加担させない」ための対策
	「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」	令和7年4月22日 犯罪対策閣僚会議決定	2－（1）－イー（ウ） 青少年の特性を踏まえた広報・啓発の推進 2－（5）－オ 匿名・流動型犯罪グループの存在を見据えた取締りと実態解明の推進

令和 8 年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 （I－3－(1)）		
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。		
政策評価実施時期	令和 8 年 8 月	担 当 部 局 名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

窃盗の認知件数は、全体では、平成 15 年以降令和 3 年まで減少していたものの、令和 4 年から 4 年連続で増加し、令和 7 年は 51 万 3,931 件（前年比 2.5%増）であった。特殊詐欺に関連した犯行の手口について見ると、払出盗は平成 28 年から、職権盗は平成 30 年から、それぞれ認知件数が大きく増加しており、令和 7 年は、前年と比べていずれも減少したものの、払出盗が 7,526 件、職権盗が 1,145 件であり、10 年前である平成 27 年のそれぞれ 4.9 倍、7.5 倍と依然として高い水準にある。同じく財物を奪取する犯罪である強盗については、認知件数が平成 16 年以降令和 3 年まで減少傾向にあったが、令和 4 年から 4 年連続で増加し、令和 7 年は 1,428 件（前年比 4.2%増）であった。こうした中、近年、インターネット上で、仕事の内容を明らかにすることなく、著しく高額な報酬の支払いを示唆して、犯罪の実行者を募集する、いわゆる「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺、窃盗、強盗等の犯罪に加担する若年層等が社会問題となっている。令和 7 年における匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪の検挙人員を罪種別に見ると、窃盗が 1,020 人（前年比 29 人（2.9%）増）、強盗が 304 人（前年比 44 人（12.6%）減）となっている。

政府は、令和 5 年 3 月 17 日、第二次再犯防止推進計画を閣議決定し、刑法犯検挙者の約半数は再犯者であるという状況を踏まえ、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することとし、出所受刑者の 2 年以内再入率及び 3 年以内再入率を更に低下させることを目標とした。窃盗犯の認知件数は刑法犯の約 7 割を占めている上、窃盗及び強盗は、令和 4 年から 4 年連続で認知件数が増加しており、出所受刑者の再入率を低下させるためには、窃盗及び強盗について、犯罪を防止する対策、処遇プログラム及び社会復帰支援策を充実させる必要性は高い。

また、犯罪対策閣僚会議は、令和6年12月、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」を取りまとめ、同強盗事件等への対策を講じてきた。そして、令和7年4月、同対策を統合する形で「国民を詐欺から守るための総合対策」を改定し、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」を策定し、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化することとし、犯罪への加担を防止するための取組を行うこととしている。

法務総合研究所では、研究部報告 57「窃盗事犯者に関する研究」（平成 29 年 3 月）において、窃盗事犯者に関する刑事確定記録を用いた調査を実施し、侵入窃盗、車両関係盗、万引き等の手口別の分析等を行った。しかし、同研究からは約 10 年が経過している。そして、法務総合研究所は、研究部報告 25「最近の強盗事犯少年に関する研究」（平成 16 年 3 月）以降、強盗のみに焦点を当てた研究は実施していない。また、法務総合研究所は、研究部報告 64「特殊詐欺事犯者に関する研究」を実施したが、同研究は、詐欺事犯者を主な調査対象者としている。したがって、特殊詐欺に関連する窃盗事犯者や「闇バイト」等の募集手口による窃盗事犯者及び強盗事犯者を含む近年の窃盗事犯者及び強盗事犯者について、犯罪に加担させないための施策、再犯防止のための処遇プログラム及び社会復帰支援策を充実させるため、これらの事犯者の調査を行い、実態を明らかにする必要性が高い。

そこで、窃盗事犯者及び強盗事犯者につき、犯行動機や手口等の基本的なデータを収集し、それぞれの特徴や問題性を含む犯罪の実態を明らかにした上で、先行研究における統計調査と比較するなどし、経年変化やその特徴について分析したい。さらに、特殊詐欺に関連する窃盗事犯者や「闇バイト」等の募集による窃盗事犯者及び強盗事犯者について、それぞれの傾向や特徴を明らかにしたい。

（2）目的・目標

本研究の目的は、窃盗事犯及び強盗事犯に関する基礎研究を進めるとともに、近年、社会問題となっている「闇バイト」等の募集手口による各事犯者との比較・分析を行い、これらの募集手口から犯罪に至る者の傾向や特徴を明らかにし、若者等を犯罪に加担させないための施策や再犯防止のための処遇プログラム・社会復帰支援策の充実につながる基礎資料を提供することである。

（3）具体的内容

ア 研究期間

令和9年度から同10年度までの2か年

イ 研究内容

（ア）窃盗及び強盗の犯罪の動向（統計調査）

警察庁の統計及び検察・矯正・保護統計年報を用いた調査を行う。

先行研究における統計調査と比較するなどし、経年変化・特徴等についても分析する。

(イ) 窃盗事犯者及び強盗事犯者による犯罪に関する実態調査

調査対象者に係る判決書及び刑事確定記録を閲覧し、窃盗事犯者及び強盗事犯者の基本的なデータを収集するとともに、特殊詐欺に関連する窃盗事犯者や「闇バイト」等の募集手口による窃盗事犯者及び強盗事犯者について、それぞれの傾向や特徴を分析する。

① 調査対象者

窃盗又は強盗により、有罪判決の言渡しを受け、有罪判決が確定した者

② 調査項目

年齢、性別、国籍、犯行手口・態様、犯行の動機・背景事情、共犯者の有無、被害状況、前科の有無、科刑状況、居住状況、就労状況等

(ウ) 窃盗事犯者及び強盗事犯者に対する処遇調査

矯正施設及び保護観察所における、窃盗事犯者及び強盗事犯者に対する処遇の実情について調査する。

ウ 成果物の取りまとめ

前記研究内容を総合して、窃盗事犯者及び強盗事犯者による犯罪の実態及び処遇を明らかにし、これを取りまとめて、研究部報告等として発刊する。

エ 検証を行う時期

本研究を終了した時点から、2年経過後に実施する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員8名、法務省の他部局員4名の計12名により構成）において、本研究の前記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、令和8年5月18日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別添のとおりである。）。

（必要性の評価項目）

政府は、令和5年3月、第二次再犯防止推進計画を閣議決定し、出所受刑者の再入率を更に低下させることを目標としている。窃盗犯の認知件数が刑法犯の約7割を占める上、窃盗及び強盗は、令和4年から4年連続で、認知件数が増加している現状を踏まえると、窃盗事犯者及び強盗事犯者について、犯罪への加担を防止する取組、処遇プログラム及び社会復帰支援策を充実させる必要性は高い。

また、「犯罪対策閣僚会議」は、SNS等を使って実行犯を募集する、いわゆる「闇バイト」による強盗事件等への対策を講じるため、令和6年12月に「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」を取りまとめた。令和7年4月には、同対策を統合する形で「国民を詐欺から守るための総合対策」を改定し、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を策定し、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化することとし、犯罪への加担を防止するための取組を行うこととしている。

本研究は、近年の窃盗事犯者及び強盗事犯者の実態を調査し、加えて特殊詐欺に関連する窃盗事犯者や「闇バイト」等の募集手口による窃盗事犯者及び強盗事犯者の実態も調査するものである。若者等を犯罪に加担させないための施策、再犯防止のための処遇プログラム及び社会復帰支援策を充実させるためには、これらの事犯者の実態を把握する必要がある。そのため、本研究は、法務省の重要な施策に密接に関連する研究として、実施の必要性が極めて高い。

さらに、本研究は、窃盗又は強盗により有罪判決を言い渡された者を調査対象として判決書や刑事確定記録を閲覧するほか、必要に応じ、刑事施設や保護観察所における聴取等を行い、窃盗及び強盗に係る犯罪の実態を調査するものであるから、法務総合研究所以外の研究機関では代替する研究を実施することが著しく困難である。

加えて、本研究は、近年、社会問題となっている「闇バイト」等の募集手口による窃盗事犯者及び強盗事犯者による犯罪の実態を調査し、若者等を犯罪に加担させないための施策や再犯防止のための処遇プログラム・社会復帰支援策の充実につながる基礎資料を提供することとしており、安全・安心な社会の実現のための喫緊の課題であるといえ、本研究のテーマは、早期に実施する必要性が極めて高い。

こうした研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目については、30点中30点であったことから、本研究の必要性は、高いものと認められる。

(効率性の評価項目)

本研究では、窃盗又は強盗により有罪判決を言い渡された者を調査対象として設定し、窃盗事犯及び強盗事犯に関する基礎研究を実施した上で、「闇バイト」等の募集手口による窃盗事犯者及び強盗事犯者による犯罪の実態を調査することとしている。実態調査については、年齢・性別・手口等の基礎的データの収集のみならず、「闇バイト」等に関連する窃盗・強盗について、共犯者との関係や様々な背景事情等を明らかにできるよう調査項目を設定し、また、十分な対象者を確保する予定であることから、本研究の趣旨・目的に照らし、適切なものとなる見込みである。なお、少年も含めて調査をする必要や研究・分析対象が明らかになるよう意識してデータを収集する必要があることから、実態調査の具体的な調査対象の設定等については今後更に検討を要する。

また、本研究は、検察官、刑務官、法務技官、保護観察官等として窃盗事犯者及び強盗事犯者の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームが、調査計画に基づき、判決書その他の記録による調査を実施し、得られた調査結果につき統計学的に妥当

な手法を用いて分析するものであり、前記研究の目的・目標に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであり、研究の手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

こうした研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目については、30点中27点であったことから、本研究は、効率的になされるものと認められる。

(有効性の評価項目)

本研究では、窃盗事犯及び強盗事犯に関する基礎的な研究を実施した上で、近年、社会問題となっている「闇バイト」による窃盗事犯及び強盗事犯にも焦点を当て、その傾向や実態を明らかにする予定であり、若者を犯罪に加担させないための施策の企画・立案や再犯防止のための処遇プログラム・社会復帰支援策の充実、大学の研究等に大いに利用される見込みである。

こうした研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目については、10点中10点であったことから、本研究の有効性は、高いものと認められる。

(総合評価)

したがって、総合評価としては、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評価の合計点は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果が見込まれる」と評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和8年8月7日～8月26日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見等の概要

別添「令和8年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」のとおり

6. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

○ 第二次再犯防止推進計画(令和5年3月17日閣議決定)^{*i}

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

○ いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策(令和6年12月17日犯罪対策閣僚会議決定)^{*ii}

2 「犯行に加担させない」ための対策

- 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」(令和 7 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定)^{*iii}

2 特殊詐欺対策

(1) 犯行準備段階への対策

イ 犯罪への加担を防止するための取組

(ウ) 青少年の特性を踏まえた広報・啓発の推進

(5) 犯行後の捜査段階における対策

オ 匿名・流動型犯罪グループの存在を見据えた取締りと実態解明の推進

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

- 研究部報告 64「特殊詐欺事犯者に関する研究」
- 研究部報告 57「窃盗事犯者に関する研究」
- 研究部報告 25「最近の強盗事犯少年に関する研究」
- 平成 22 年版犯罪白書「重大事犯者の実態と処遇」

*i 第二次再犯防止推進計画(令和 5 年 3 月 17 日閣議決定)

第 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

(1) 現状認識と課題等

出所受刑者等の 2 年以内再入率の推移を罪名別(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)、属性別(高齢、女性、少年)に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々である。

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、政府においては、これまで、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメントツール(G ツール)や保護観察所におけるアセスメントツール(CFP)を開発するなど、アセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実を図ってきた。また、特定少年を含む少年に対して、早期の段階から非行の防止に向けた取組を行っていくことが有益であることから、関係府省間で「特定少年等に係る非行対策」を申し合わせ、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策を進めてきた。

しかしながら、矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機

的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないことなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を進める必要がある。また、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となることなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要がある。

(2) 具体的施策

② 特性に応じた指導等の充実

iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実

法務省は、少年院において、複数職員で指導を行う体制の充実を図るとともに、少年鑑別所において、在所中の少年に対し、その自主性を尊重しつつ、健全育成に向けた支援等を適切に実施するほか、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力も得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成を考慮した処遇の充実を図る。また、刑事施設においても、おおむね 26 歳未満の若年受刑者に対し、少年院における矯正教育の手法やノウハウ、その建物・設備等を活用しながら、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導等の充実を図る。

vii 各種指導プログラムの充実

法務省は、刑事施設において、拘禁刑の創設の趣旨を踏まえ、自身の罪や被害者等に向き合い、作業や改善指導に対する動機付けを高める働き掛けを強化しつつ、アルコール依存を含む依存症の問題や、DVを含む対人暴力の問題を抱える者等に対し、その特性に応じた柔軟な指導が可能となるよう改善指導プログラムの充実を図る。また、少年院において、特定少年に対する成年としての自覚・責任を喚起する指導や社会人として必要な知識の付与に加え、特殊詐欺等近年の犯罪態様に対応した指導等の充実を図る。保護観察所においては、飲酒や暴力などに関する専門的プログラムの実施や社会貢献活動など、個々の対象者の特性に応じた指導の一層の充実を図る。

*ii いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策（令和 6 年 12 月 17 日犯罪対策閣僚会議決定）

2 「犯行に加担させない」ための対策

- 「闇バイト」の募集情報の実効的な削除に関する取組
- 「闇バイト」に関する求人情報の掲載防止のための取組
- 若者に訴求力の高い手法による「闇バイト」等の危険性等に係る周知
- インターネット上の違法情報の削除要請に係る体制の更なる増強

*iii 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（令和 7 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）

2 特殊詐欺対策

（1）犯行準備段階への対策

イ 犯罪への加担を防止するための取組

(ウ) 青少年の特性を踏まえた広報・啓発の推進

総合対策において、青少年が事の重大性を認識することなく、安易な考えからSNS等における犯罪実行者募集情報に応じた結果、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫され、犯罪に加担してしまうことがないよう教育・啓発を推進してきたところ、児童・生徒等に加え、有職・無職少年等の学校に通っていない少年にもそのような危険性について浸透させる必要がある。加えて、青少年は知人等からの誘いに応じて犯罪に加担する場合も多いことを踏まえ、引き続き関係省庁・関係機関が連携し、防犯教室や非行防止教室等の様々な機会やSNS等の広報媒体を活用し、検挙事例・トラブル事例等を交えながら具体的な情報発信を行う。

また、引き続き、情報モラル教育の着実な実施を図るとともに、詐欺等の犯行に加担した少年の再非行防止の対策として、少年院等の関係機関と連携した非行防止教室を開催するなど、少年の立ち直りに向けた再非行防止のための取組を推進する。

(５) 犯行後の捜査段階における対策

オ 匿名・流動型犯罪グループの存在を見据えた取締りと実態解明の推進

総合対策において、匿名・流動型犯罪グループに対する取締りを強化するための取組として、警察において、部門の壁を越えた連携を推進し、あらゆる法令を駆使した効果的かつ多角的な取締りを行うとともに、積極的な情報収集を行うなどして、その活動実態や詐欺等への関与状況等の解明を推進してきたところ、引き続き、匿名・流動型犯罪グループの活動実態の変化に機動的に対応し、事件の背後にいる首謀者や指示役も含めた犯罪者グループ等の弱体化・壊滅のため、部門の壁を越えた効果的な取締りを推進するとともに、匿名・流動型犯罪グループの資金獲得活動等に係る実態解明を進める。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究】

評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点

評点合計： 67点 / 70点

令和 8 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 8 年 8 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（秋田法務総合庁舎新営工事）		政策体系上の位置付け	
			Ⅶ－15－(2)	
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。			
評 価 方 式	事業評価方式			
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。			
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100 点以上)	事業計画の 合理性 (100 点)	事業計画の 効果 (100 点以上)
	名称			
	秋田法務総合庁舎	112 点	100 点	121 点
関 係 す る 施 政 方 針 演 説 等 内 閣 の 重 要 政 策 (主 な も の)	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	

令和8年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施 策 名	施設の整備（秋田法務総合庁舎新営工事）		
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－15－（2））		
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。		
政策評価実施時期	令和8年8月	担 当 部 局 名	大臣官房施設課
評 価 方 式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

（1）課題・ニーズ

秋田地方法務合同庁舎は、昭和42年度に建築された庁舎であるところ、経年によるコンクリートの劣化に加え、各種設備の老朽化が著しく不具合等が頻発している。

また、業務の多様化等に伴い必要となる固有業務室の確保が困難となっているほか、設備面の課題があることから、被疑者等と来庁者との動線の分離にも影響が生じている。これらの状況により、行政事務の円滑な運営に支障が生じている。

（2）目的・目標

現秋田地方法務合同庁舎の敷地において建て替えを行い、現施設の老朽、狭あい及び施設の不備の解消を図る。

（3）具体的内容

事業場所：秋田県秋田市山王7丁目1番2号

事業時期：令和9年度から

延べ面積：6,227平方メートル

入居庁：秋田地方検察庁

秋田保護観察所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

- （1）事業計画の必要性に関する評価が100点以上であること（別添資料 3 事業計画の必要性）。

事業計画の必要性：112点

・経年による建物の老朽が進んでいる上、既存建物は面積が不十分となっている。

- （2）事業計画の合理性に関する評価が100点以上であること（別添資料 4 事業計画の合理性）。

事業計画の合理性：100点

・他の案^{*1}では、老朽、狭あい及び施設の不備が解消できないことから、事業案と同等の性能を確保できない。

- （3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

ア 基本機能（B1）^{*2}（別添資料 5 事業計画の効果（B1））：121点

・現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており

好条件である。

イ 付加機能（Ｂ２）の評価*3（別添資料 ６ 事業計画の効果（Ｂ２））において、特に充実した取組（Ａ評価*4）及び充実した取組（Ｂ評価*5）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

（ア）Ａ評価の内訳（３項目）

①人権（被疑者・被収容者の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画）、②防災性（浸水への特別な対策、落雷への特別な対策、保管室の防火性能の確保）、③保安性（保安性の確保のための特別な対策、被疑者・被収容者の監視を容易にする工夫、保管室の防犯性能の確保のための特別な対策）に対して特に充実した取組が計画されている。

（イ）Ｂ評価の内訳（２項目）

①環境保全性（自然エネルギー利用のための特別な対策、断熱性向上のための特別な対策、木材利用促進）、②耐用・保全性（可動間仕切の活用）に対して充実した取組が計画されている。

（ウ）Ｃ評価の内訳（２項目）

①地域性（景観性）、②ユニバーサルデザインに対して一般的な取組が計画されている。

以上（１）、（２）及び（３）から、新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

５．学識経験を有する者の知見の活用

（１）実施時期

令和８年８月７日～８月２６日

（２）実施方法

持ち回り審議

（３）意見及び反映内容の概要

別添「令和８年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」のとおり

６．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

７．政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

８．備考

なし

*1 「他の案」

既存庁舎の長寿命化及び増築を想定したもの。

*2 「基本機能（Ｂ１）」

基本性能（Ｂ１）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能の評価」

事業評価の効果（Ｂ２）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成６年１２月２５日付け建設省告示第２３７９号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（Ｃ評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価する

ものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

秋田法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況	
凡例 主要施設 ○ 行政施設、交通施設、現在地、 計画地	〔裁判所〕 施設名：秋田地方裁判所 移動距離：0.1 km
官署No.	官署名称 アプローチ 〔鉄道〕
1	<div>秋田地方検察庁</div> <div rowspan="2">JR秋田駅より徒歩約35分</div>
2	秋田保護観察所

2 整備方針

○ 検察庁

目的	方針
来庁者対応機能の充実 検察業務への理解 犯罪被害者等への配慮 業務効率、検察官支援機能の充実 検察業務の質的・量的変化への対応	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・障がい者及び高齢者のための機能の充実
	○ 駐車場の充実 ・必要駐車台数の確保
	○ 犯罪被害者等への配慮 ・犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない動線計画
	○ 調室機能の充実 ・調室の面積不足の解消 ・調室の増加 ・プライバシーの確保（遮音性等の確保） ・協働執務体制への配慮
	○ 付随機能等の充実 ・各待合室及び控室の充実 ・調室補助機能の充実
	○ 窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・証拠品庫、記録保管庫及び資料室のスペースの充実 ・証拠品庫、記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティの充実 ・適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・被疑者等専用経路の確保 ・被疑者等専用待合室の確保 ・外部からの視線が届かない降車場（車庫等）の設置

○ 保護観察所		
目的	方針	
保護観察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実	○待合機能，情報提供機能の充実 ・待合のためのスペース確保 ○バリアフリー化 ・障がい者及び高齢者のための機能の充実 ○駐車場の充実 ・必要駐車台数の確保
	犯罪被害者等への配慮	○犯罪被害者等への配慮 ・専用待合室の設置 ・犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・保護観察対象者との区域分離
	保護観察官，社会復帰調整官支援機能の充実	○面接，調査機能の充実 ・面接、調査室の面積不足解消 ・面接、調査室の増加 ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		○医療観察機能の充実 ・生活指導室の設置
		○付随機能等の充実 ・各待合室等の充実 ・集団処遇室の設置

○ 共通	
方針	
環境負荷の小さな 施設づくり	○周辺環境の配慮 ・ 地域特性（気候・塩害等）を考慮した計画
	○ライフサイクルコストの低減、省エネ、省資源 （ライフサイクルコスト：施設の建設、維持管理、改修及び取壊しに必要な総費用） ・ 負荷の抑制 ・ 自然エネルギーの利用 ・ エネルギー資源の有効利用
	○環境負荷の少ない材料の選択 ・ 自然材料の利用 ・ リサイクル材料の利用
フレキシビリティ の向上	○施設のフレキシビリティの向上 ・ 構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下		
老朽	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	80
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	6
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	8
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		4
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	4
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)										10
合 計										112

主要素	従要素
	

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分 類	項 目		係 数						評 点
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	
位 置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.0
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規 模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構 造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
						評点(各係数の積×100倍)			121

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	人権	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	防災性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
	保安性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組が計画されている
		B	充実した取組が計画されている
		C	一般的な取組が計画されている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(秋田法務総合庁舎)

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	C
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用			
		・跡地の有効活用			
		・地域性のある材料の採用			
社会性	人権	・地域住民との連携		A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
		・オープンスペースの設置			
		・景観性	秋田市景観計画		
		・地域住民の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両専用車庫)		
環境保全性	環境保全性	・被疑者、被収容者の人権に配慮した建物計画	犯罪被害者、面会人等と一般来庁者との動線分離	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下	B
		・来庁者の人権に配慮した建物計画			
		・特別な省エネ機器の導入			
		・緑化のための特別な対策			
環境保全性	環境保全性	・自然エネルギー利用のための特別な対策	太陽光発電	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	C
		・水資源の有効活用のための特別な対策			
		・断熱性向上のための特別な対策	高性能ガラス(ペアガラス)		
		・木材利用促進	木造化、内装等の木質化		
機能性	ユニバーサルデザイン	・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。		A評価 B評価 C評価	C
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。			
		・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。			
		・火災への特別な対策			
機能性	防災性	・浸水への特別な対策		A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
		・強風への特別な対策			
		・落雷への特別な対策	高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))		
		・構造体に係る業務継続のための特別な対策			
機能性	防災性	・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策		A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
		・災害時の対策			
		・保管室の防火性能の確保	防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切		
		・保安性の確保のための特別な対策	押送用車両専用車庫(シャッター付)		
機能性	保安性	・被疑者、被収容者の監視を容易にする工夫	監視カメラ	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	A
		・保管室の防犯性能の確保のための特別な対策	電子錠		
		・将来の模様替えに配慮した階高の確保			
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保			
経済性	耐用・保全性	・可動間仕切等の活用	可動間仕切	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし	B
		・清掃を容易にするための取組			
		・メンテナンスを容易にする工夫			
		・増築可能な建物配置			

(参考 1)

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

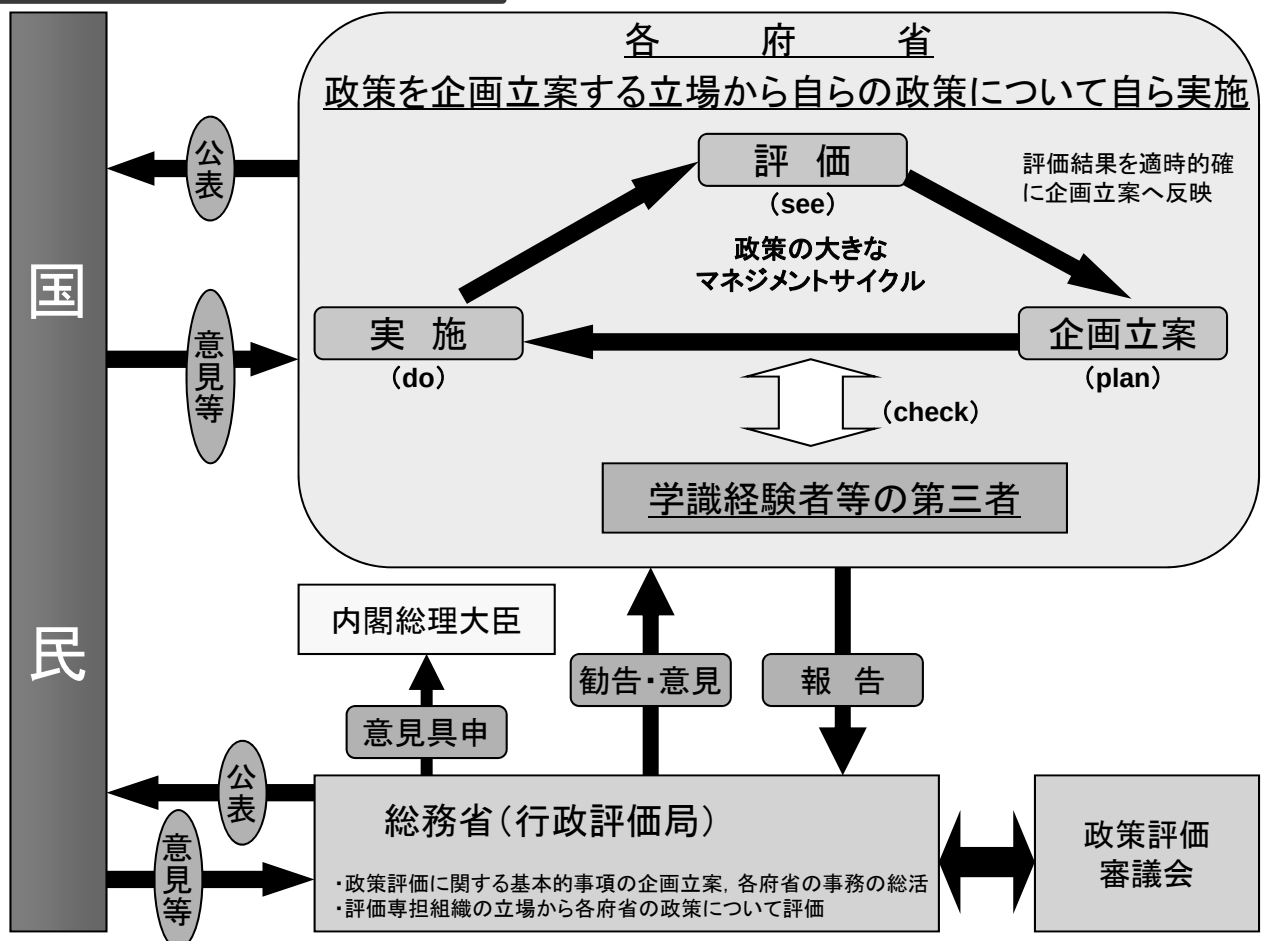
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

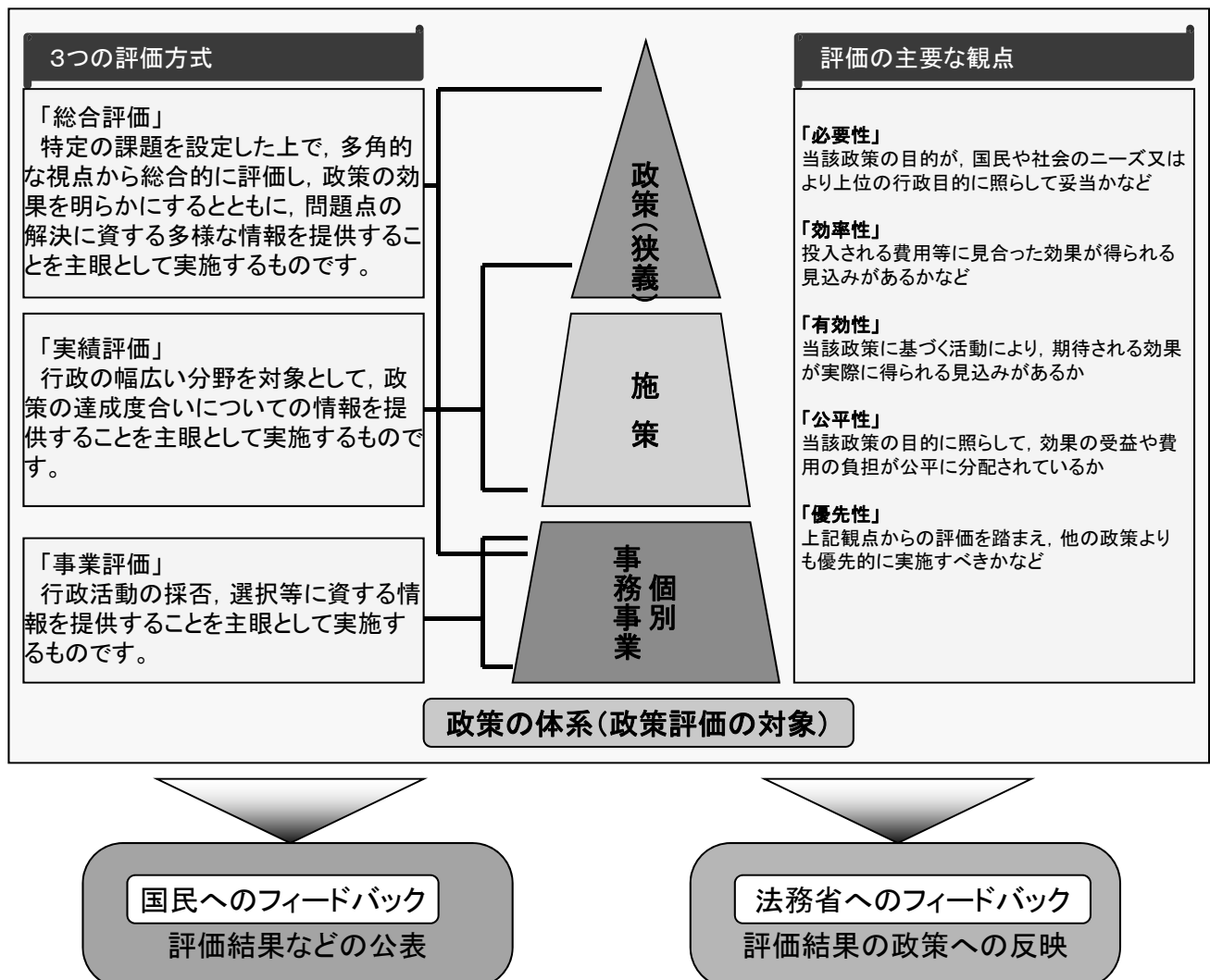
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

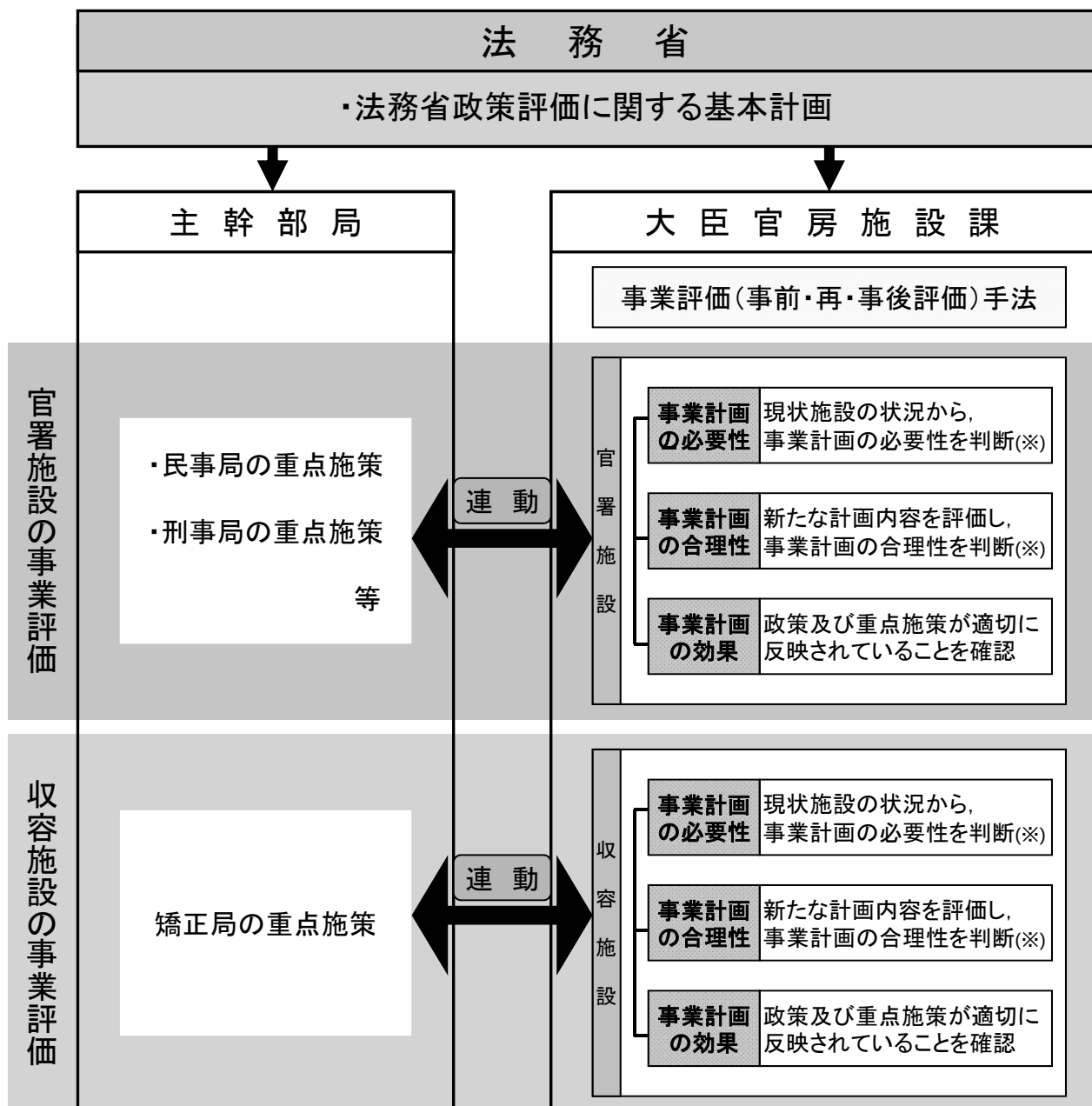
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。



(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

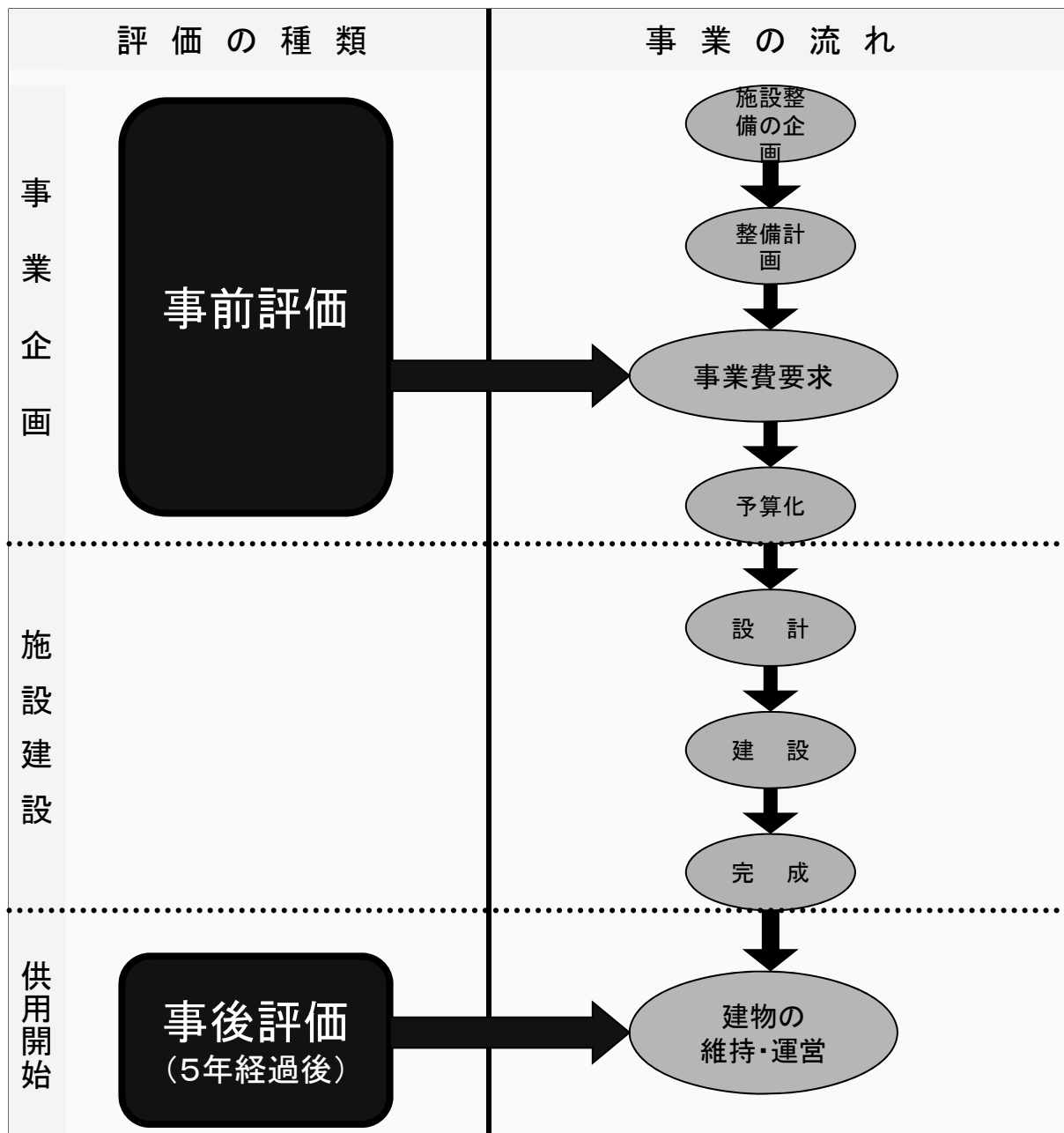
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。

事前評価	・事業費要求時(調査費と同年度に設計費を要求する事案については翌年度)に実施します。
再評価	・事業の進捗状況又は社会経済情勢の変化を考慮し、実施します。
事後評価	・施設供用開始から5年経過後実施します。

施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

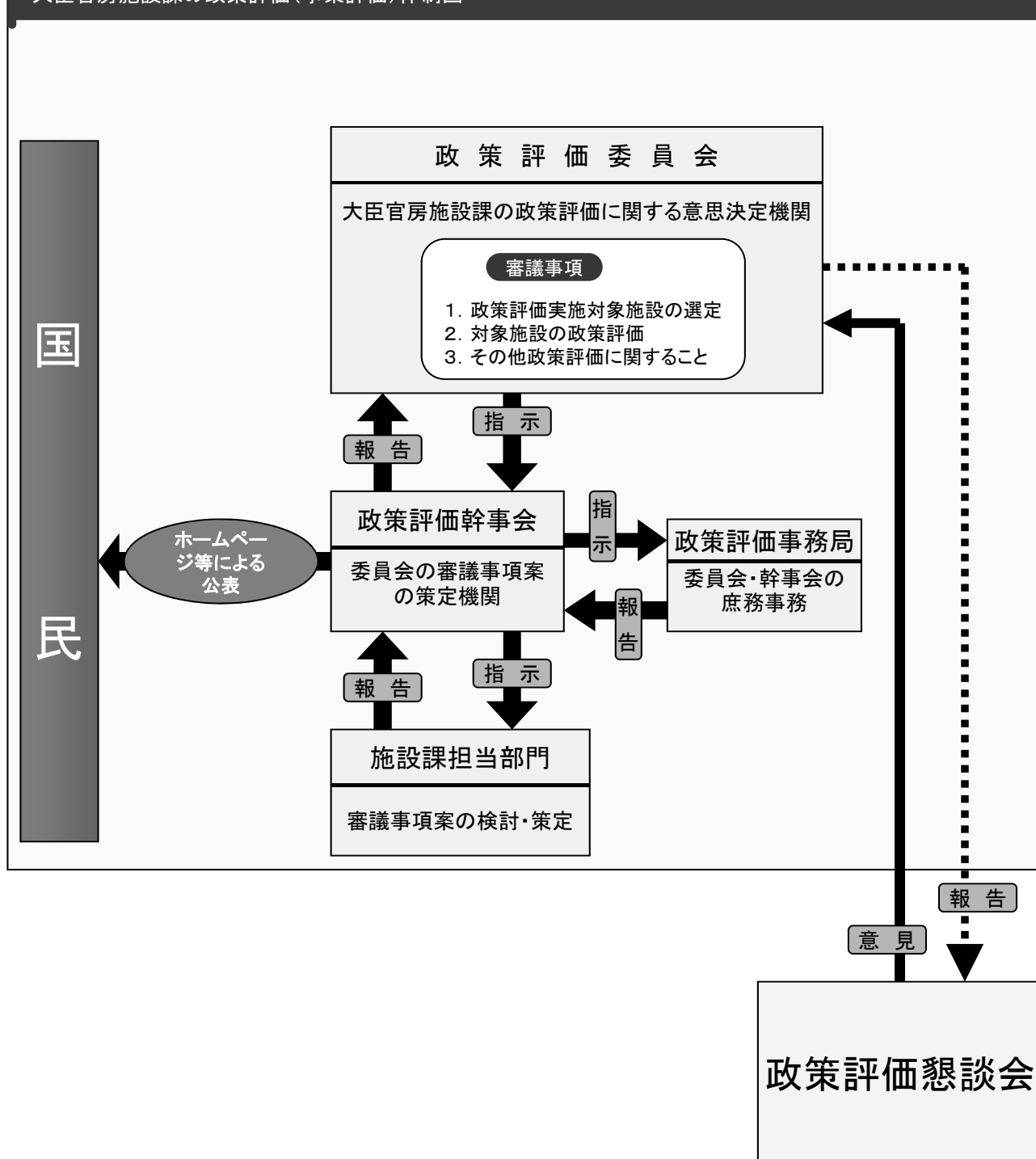


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不適	必要施設の不適	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)」に関する評価指標の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)」に関する評価指標により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係 数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位 置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規 模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構 造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100－8977 東京都千代田区霞が関1－1－1
TEL: 03-3580-4111 (代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>

(参考 2)

令和 8 年度法務省事前評価実
施結果報告書（案）に対する
質問・意見及び回答

令和8年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究	中島委員	全般	「闇バイト」による強盗や窃盗は、ニュースで知る限りですが、あまりにも雑沓な手口が多いと思います。防犯カメラによる追跡などによって、捕まってしまうことを理解できていないようです。割に合わない犯行に手を染めるのは、新聞やテレビなど日々の報道に触れておらず、当然知っておくべき社会常識を身につけていないことが一因ではないでしょうか。今、情報源と言えは圧倒的にインターネットだと思われませんが、自分の好みや興味のある情報しか入ってこない性質(フィルターバブルやエコーチェンバー)があり、また、生成AIに質問しても耳障りの良い回答をする傾向(シンコファンシー)があると指摘されています。こうしたバイアスがかかった情報ばかりと接することが最近の犯行に影響を与えている可能性があるという視点でも調査してほしいと勝手ながら思っています。報道機関に身を置く人間が、自分の業界に都合がよい発言をしているようで大変恐れ入ります。	本研究は、受刑者等に新たに質問をするような方法ではなく刑事確定記録から得られる情報を分析して行うことから、御指摘の視点に係る情報が同記録内に見当たらない場合には対応困難であるものの、例えば、学歴や動機についての情報は通常同記録に記載されていることもあり、適切な分析を行って闇バイトによる強盗・窃盗に関与した者の特徴を見出して参ります。
2	窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究	朝日委員	全般	調査対象を「窃盗又は強盗により有罪判決の言渡しを受け、有罪判決が確定した者」に限定していますが、不起訴等となるケース等も合わせて分析しないと選別バイアス下での分析となってしまうかとも思われます。分析結果の外的妥当性の観点はいかがでしょうか。	本研究は、①有罪判決が確定したことにより行われる、刑事司法上の処遇プログラム・社会復帰支援策の充実につながる基礎資料を提供することを目的の一つとしている上、②有罪判決が確定した事案は、検察官の判断等のみしか経ていない不起訴事案と比べれば、犯罪事実の有無その他の研究の対象となる事実関係の確実性等がより高いといえ、さらには、③研究部報告57「窃盗事犯に関する研究」においても有罪判決が確定した者を対象としていたところ、同研究実施時からの種々の変化を見る観点や、④一般的に起訴されるのが通例であろう闇バイト・トリックに関連する窃盗・強盗をした者の特徴を見出す観点から、本研究においては、有罪判決が確定した者を対象としようとするものであり、適切な調査・分析に努めて参ります。
3	窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究	小川委員	全般	特にありません。必要な研究かと思います。	いただいた御意見を踏まえ、研究を進めて参ります。
4	秋田法務総合庁舎新営工事	小川委員	全般	特にありません。必要と思います。	評価書のとおり、事業を進めて参ります。
5	窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究	吉開委員	P8 2. 事業等の内容〔(1)課題・ニーズ〕	先行研究である研究部報告64では、特殊詐欺に含まれる事犯として恐喝および窃盗事犯も含めていたと理解しています(同報告書P3)。今回も特殊詐欺に関連する窃盗事犯を対象にするようですが、若干の重複もあるように感じます。先行研究との関係ではどのような新規性を想定されているのでしょうか。	本研究は、特殊詐欺に係る手口である払出盗・職権盗を研究対象の一部に含み、御指摘の研究部報告64が参考になる部分はありますが、全体としては、窃盗及び強盗に関する基礎研究を進めつつ、近年、社会問題となっている闇バイト・トリックに関連する窃盗・強盗についても取り上げて、それらの近年の実態を明らかにしようとするものであって、特殊詐欺の実態を明らかにしようとするものではないことから、総じて研究部報告64とは異なるものと考えています。
6	窃盗事犯及び強盗事犯に関する研究	吉開委員	P8 2. 事業等の内容〔(1)課題・ニーズ〕	「闇バイト」の事案では、特に人身に多大な危害を加える強盗事犯の実情とその抑止の方法に社会的なニーズが高いと考えられますので、件数は窃盗事犯に比較して少ないかもしれませんが、今後の抑止の方法に示唆を与えられる内容になることを期待しています。	いただいた御意見を踏まえ、研究を進めて参ります。